

■住宅改修費の支給

介護保険で要支援、要介護と認定されている方が、現に居住している住宅の小規模な改修を行った場合、改修費の一部が給付されます。住宅改修費の支給を受けようとする方は、介護保険の認定を受けた上で、改修に着手する前に、担当のケアマネジャーまたは区役所保健福祉課にご相談ください。

照会先 各区役所(保健福祉課) ⇒ 24 ページ ①

■住宅エコリフォーム補助制度

住宅の断熱化などの省エネ改修や段差の解消などのバリアフリー改修に対して、その費用の一部を補助します。申請者、工事内容、工事着手時期、施工業者などに条件があります。詳しい制度内容についてはお問い合わせください。

照会先 市街地整備部住宅課 TEL:211-2807

■市営住宅

市営住宅は住宅に困窮している低所得者向けの公的な賃貸住宅です。

高齢者向けの優遇措置

定期募集において、次のいずれかの世帯に対し、抽選番号を1個加算します。

- ① 全員が60歳以上である世帯(单身可)
- ② 60歳以上の方とその配偶者(内縁又は婚約者含む)のみの世帯
- ③ 60歳以上の方と18歳未満の方のみの世帯
- ④ 60歳以上の方と障がいのある方のみの世帯

照会先 (一財)札幌市住宅管理公社(募集担当係) TEL:205-3071

■住まいの修繕・リフォームの相談窓口

家屋の修繕やリフォーム、バリアフリー改修、設備工事などの相談に応じ、相談内容に適した企業を紹介します。相談は下記のコーディネート事務局にご連絡ください。

事業実施区	コーディネート事務局	TEL
中央・北・東・白石・厚別・清田・南・西・手稲	住まいと暮らしの相談室	731-3728
中央・北・白石・厚別・豊平・清田・南・西・手稲	すまいとくらし・まち相談センター	817-7627

高齢者向け住宅、入居支援

■高齢者向け優良賃貸住宅

札幌市の認定を受けた民間事業者が建設し運営している高齢者向けの優良な賃貸住宅で、管理開始から20年間に限り、所得が一定基準以下の入居者に対して家賃の一部を補助しています。バリアフリー構造であり、各住戸に緊急通報機器が設置されています。

照会先 市街地整備部住宅課 TEL:211-2807

■サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が安心して住み続けることができるよう、各住戸の面積や設備、バリアフリー構造といったハード面で一定の基準を満たすとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービス等を提供する住宅として札幌市に登録された民間事業者が運営する賃貸等の住宅です。

照会先 市街地整備部住宅課 TEL:211-2807

■住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)

所得が少ない方、高齢者、障がいのある方、外国の方、子育て世帯など、住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとして札幌市に登録された民間賃貸住宅の情報を提供します。

照会先 市街地整備部住宅課 TEL:211-2807

■居住支援相談窓口「みな住まいる札幌」

所得が少ない方、高齢者、障がいのある方、外国の方、子育て世帯など、住まいの確保にお困りの方をサポートするため、民間賃貸住宅等の紹介や生活支援サービス等の紹介を行います。

照会先 居住支援相談窓口「みな住まいる札幌」 TEL:210-6224